

## 建築基準法第51条の規定による ごみ処理施設及び廃プラスチック類等の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

### 【建築基準法第51条(要旨)】

都市計画区域内においては、ごみ処理施設や廃プラスチック類の破碎施設など、政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ建築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。

### 【申請概要】

| 申請者                        | 敷地の位置(用途地域)                          | 面積  | 備考(処理施設の種類及び処理能力※)   |
|----------------------------|--------------------------------------|---|--|
| 九州メタル産業株式会社<br>代表取締役 権藤 正信 | 北九州市小倉北区<br>西港町62-4他<br><br>(工業専用地域) | 敷地面積 56,112.66㎡<br><br>建築面積 8,640.03㎡<br>(申請部分 5,550.49㎡)<br><br>延床面積 8,977.78㎡<br>(申請部分 5,682.86㎡) | 一般廃棄物処理施設<br>・ごみ処理施設<br><br><u>291.3トン/日(5時間)</u><br><br>産業廃棄物処理施設<br>・廃プラスチック類の破碎施設<br><br><u>456トン/日(16時間)</u><br><br>・木くずの破碎施設<br><br><u>442トン/日(16時間)</u><br><br>・がれき類の破碎施設<br><br><u>459トン/日(16時間)</u><br><br>※処理能力は、建築基準法第51条の許可に係るもの。 |

### 【建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を必要とする理由】

申請者は、昭和47年に会社を設立し、昭和50年から当該地において破碎機(シュレッダー)を導入し、廃自動車の処理を主たる事業として展開してきた。その後、事業を拡大し、現在では家電や自動車のリサイクル、産業廃棄物の処理など、地域だけでなく地球の環境保全に視野を広げた事業を積極的に展開している。

今回、主要設備であるメイン破碎施設(シュレッダー及びプレシュレッダー)が、導入から約40年を経過し老朽化しているため、施設を更新(建物を新築し、破碎機を入替え)するとともに、有価物専用の破碎施設やメイン破碎施設の後処理施設として使用していた既存の破碎施設4機についても、様々な廃棄物に対応するため、一般廃棄物、産業廃棄物兼用の処理施設として設置(用途変更)することを計画している。

併せて、今後増加が見込まれる産業廃棄物の受入体制を整えるため、産業廃棄物処理施設の稼働時間を、従来の8時間から16時間に延長する計画である。

今回の計画は、1日当たりの処理能力が、政令で定める処理施設(建築基準法施行令第130条の2の2に規定する「位置の制限を受ける処理施設」)に該当することから、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を必要とするものである。